
有田市 初島地区津波避難計画

(平成 29 年 3 月作成)

目 次

第1章	津波避難計画の目的	1
第2章	初島地区の避難対象地域、想定津波浸水深及び津波到達予想時間	1
1	避難対象地域	1
2	想定津波浸水深及び津波到達予想時間	1
第3章	避難経路及び避難先	2
1	避難経路	2
2	避難先	2
第4章	津波避難訓練	2
第5章	避難の心得と備え	3
1	地震発生後の行動	3
2	地震への備え	4
第6章	津波避難計画地図	5
第7章	今後の課題	7
1	避難先の課題	7
2	避難経路の課題	7
3	その他	7

第1章 津波避難計画の目的

和歌山県が平成25年3月に公表した津波浸水想定においては、南海トラフ巨大地震が発生した場合、本市沿岸部へは早いところでは津波高1mの津波が34分で到達すると想定されています。

津波から命を守るためには、想定される津波の浸水深や到達予想時間、地域の特性を知り、早期にかつ迅速に避難するとともに、避難経路や避難先をあらかじめ定めておくこと、つまり「正しく恐れ、正しく備える」ことが必要です。

平成23年に発生した東日本大震災では、津波により甚大な被害が発生しましたが、「釜石の奇跡」で知られるように、率先して迅速な避難が行われた地域では、多くの命が救われ、改めて早期避難の重要性が認識されました。

想定にあるリスクを冷静に受け止め、その地の利便性や海がもたらす豊かな恵みを享受しながら、災害をいたずらに恐れることなく、いざという時に備え、その時にしっかり避難することが、この地に住まう「お作法」です。

初島地区の住民一人ひとりが円滑な津波からの避難を可能とし、津波による死者をゼロとするために、津波避難計画を作成します。

第2章 初島地区の避難対象地域、想定津波浸水深及び津波到達予想時間

1 避難対象地域

避難対象地域の範囲	対象世帯数	対象人口
初島町浜	835世帯	1,894人

2 想定津波浸水深及び津波到達予想時間

避難対象地域	想定津波浸水深	津波到達予想時間	最大避難所要時間
初島町浜	3~5m	35分	20分以上

※津波到達時間は、1cmの津波が住居地域に到達する時間

第3章 避難経路及び避難先

1 避難経路

避難対象地域から避難先までの経路を協議し、津波避難計画地図に記載します。

2 避難先

津波から避難する際には、以下の避難先を目標に迅速に避難します。

民間施設の津波避難ビル指定については、今後その有効性について市・自治会と検討していきます。

避難先	避難対象地域	標高	備考
大型共同作業場	初島	30m	避難目標地点
北原地区高台B	初島	12m	避難目標地点
北原地区高台A	初島	25m	避難目標地点
初島中学校裏山	初島	20m	避難目標地点
初島トンネル東側	初島	28m	避難目標地点
奥地区高台A	初島	29m	避難目標地点
奥地区高台B	初島	15m	避難目標地点
奥地区高台C	初島	36m	避難目標地点
国主神社	初島	16m	避難目標地点
弓場池	初島	14m	避難目標地点
初島小学校	初島	12m	津波避難ビル（校舎2階以上）
初島中学校	初島	13m	津波避難ビル（校舎2階以上）

第4章 津波避難訓練

津波避難訓練は年1回以上行うこととし、「津波防災の日（11月5日）」を中心とした地震・津波避難訓練の集中実施期間にできるだけ実施します。

第5章 避難の心得と備え

1 地震発生後の行動

- (1) 地震発生後は、落ち着いて、自分の身の安全を確保します。
 - ・机の下などにもぐり、頭部などを保護します。机の脚をしっかりとつかみます。
- (2) 揺れが収まったら火の始末をし、元栓を閉めます。
 - ・揺れている最中の消火は危険です。(通常はマイコンメーターが装備されており、震度5強相当以上の揺れを感知し、自動停止します)
- (3) ドア・窓などを開けて脱出口を確保します。
- (4) 避難3原則に従って迅速に避難します。
 - ① 想定にとらわれない
 - ② 最善を尽くせ
 - ③ 率先避難者になれ
- (5) 津波浸水想定地域及びその周辺地域(避難対象地域)はすぐに避難します。
 - ・津波警報等の発表、避難指示の発令を待ってから避難を開始した場合、逃げ遅れる可能性があります。このため、強い地震もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じたときは避難指示の発令等を待たず、直ちに安全な場所に避難します。
 - ・避難は、各自の最善を尽くし、率先してより高く、より遠いところに避難するものとし、その際には、原則として緊急避難先(☆☆☆)を目指します。緊急避難先(☆☆☆)に避難できない場合には、緊急避難先(☆☆)に避難します。
 - ・避難にあたって自動車等を利用することは、円滑な避難ができないおそれが高いことから避難方法は徒歩によるものとします。
なお、自動車による避難を検討せざるを得ない場合は、事前に自動車による避難のルール作りを行い、地域の合意を形成します。
- (6) 隣近所で声を掛け合います。
 - ・可能な範囲で、助け合って避難します。特に一人暮らしの高齢者や障がいをお持ちの方など避難時に支援を要する者について、日頃から近隣で避難の支援ができるように訓練を行います。
また、自分の安全を確保した上で、避難行動要支援者の避難支援を行います。

2 地震への備え

(1) 避難先や避難経路を事前に確認します。

- ・いざというときに、家族が一緒でなくてもそれぞれが素早く避難できるように事前に避難先を確認し、「避難カード」に避難先を記載して、常に携帯します。

- ・看板などの落下物、ブロック塀などの危険箇所を事前に予測し、より安全な避難経路について、事前に確認しておきます。
- (2) 住宅の耐震化や家具固定をします。
- ・地震から命を守り、迅速に避難するため、住宅の耐震化や家具固定を行います。
- (3) 非常持出品を準備します。
- ・まず最初に持ち出すべきもので、避難バッグに入る程度の量とし、すぐに持ち出せるようにしておきます。
- (非常持出品)
- 現金、非常食、飲料水、携帯ラジオ、懐中電灯、ビニール袋、安全器具（ヘルメット、ライフジャケット等）、救急医療品、常備薬、衣類、タオル 等
- ・履物や衣服等を準備しておき、すぐに避難できるようにしておきます。
- (4) 避難訓練等に参加します。
- ・日頃から、津波避難訓練等の防災訓練に積極的に参加します。
- (5) 自主防災組織の活動に参加します。
- ・自主防災組織が行う勉強会や避難訓練などの活動に積極的に参加するとともに、地域全体で住宅の耐震化や家具の固定、避難カードへの記載・常時携帯などの自助・共助の防災活動の取り組みを行い、地震・津波から自らの命を守ります。

第6章 津波避難計画地図

初島地区の住民が主体となってフィールドワーク等において、初島地区における避難先や避難経路等を話し合い、津波からの避難方法を考えました。このようにして作成した「津波避難計画地図」を活用し、住民一人ひとりの避難を実現します。

○避難所要時間

避難所要時間は、津波到達予想時間と避難開始時間、避難速度から設定しました。

津波到達予想時間は、和歌山県が平成25年3月に公表した津波浸水想定の結果を用いました。

避難開始時間は、夜間の避難を想定して10分としました。避難速度も同様に、夜間の避難を想定して毎秒0.8mとしました。今後、初島地区においては以下の対策を行い、避難開始時間や移動速度の短縮を目指します。

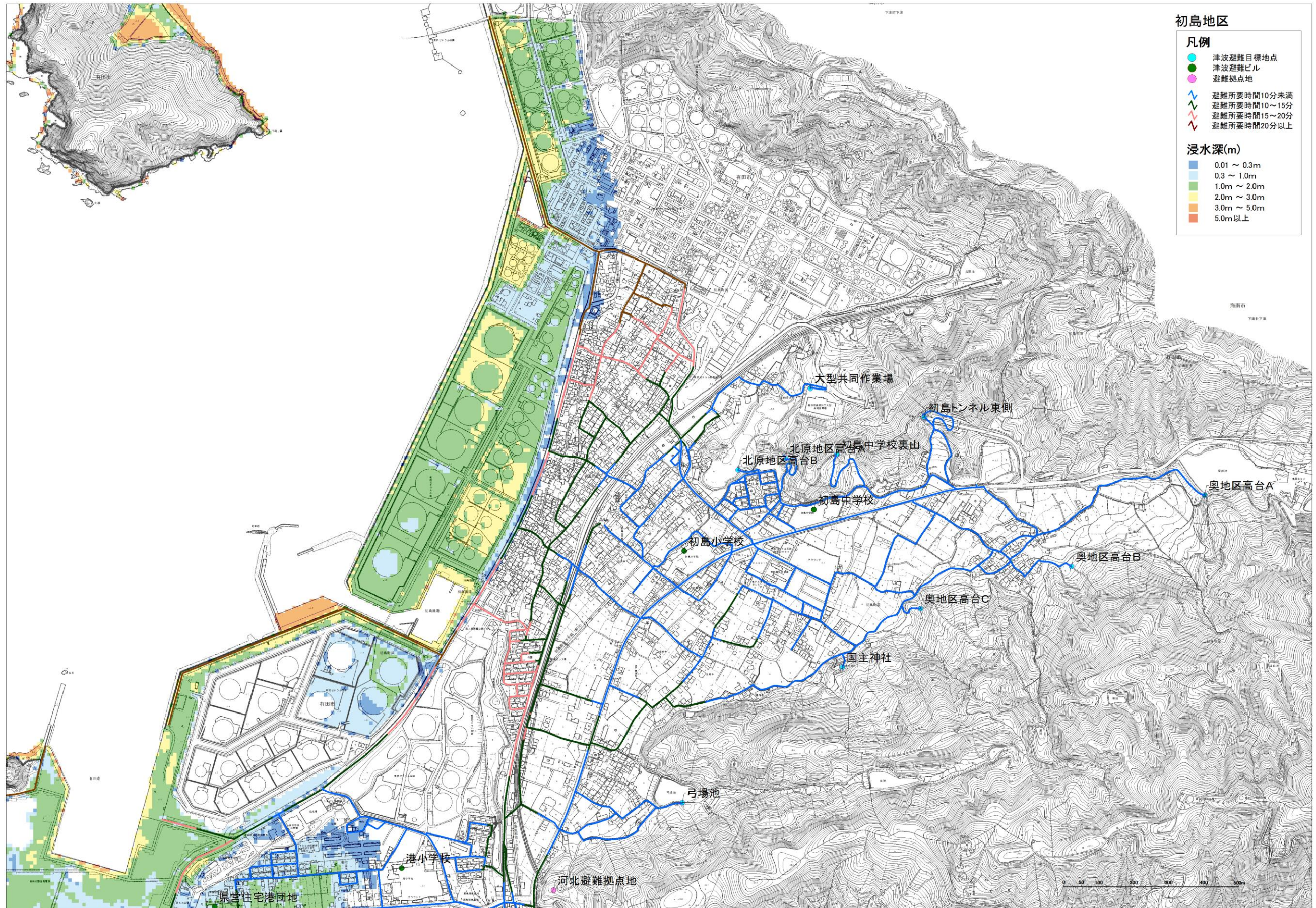
【避難開始時間や移動速度を速めるための対策】

- ・避難時の非常用持出袋、履物や着衣等の事前準備の徹底
- ・津波避難訓練の実施等による避難経路・避難先の周知徹底、特定避難路の指定
- ・ブロック塀の撤去
- ・建物の耐震化、家具固定の推進

○津波避難訓練の実施

津波避難計画地図の作成の過程において設定した避難先及び主な避難経路等をもとに、津波避難訓練を実施します。自宅から指定の避難先まで、どのくらいで避難できるか時間を計測するとともに、非常持出品を持参して避難します。

津波避難計画地図



第7章 今後の課題

初島地区の津波避難計画の策定に際し、住民が協同することによって、参加者の防災意識は高まりますが、今後、自主防災組織の活動や家庭での話し合いなどを通じて、作成した津波避難計画を基に、地域住民全員に一人ひとりの避難方法を確認していただくとともに、防災意識を高めていきます。

また、ヒアリングなどを通じて、避難先や避難経路などの課題について以下のとおり整理しました。これらの課題について、対策方針の協議や取組の検討を継続していきます。

1 避難先の課題

- ・初島地区は、津波の到達時間が早いと想定されているにもかかわらず、避難先が不足しています。

2 避難経路の課題

- ・ブロック塀、電柱等の倒壊などにより避難経路がふさがれる可能性があります。

3 その他

- ・作成した津波避難計画を、自主防災組織の活動を通じて、住民全員に周知するとともに、更なる避難意識の向上を図ります。
- ・避難行動要支援者の避難対策の検討を通じて、避難行動要支援者の避難行動支援を地域として取り組んでいきます。
- ・迅速な避難を行うため、さらに住宅の耐震化や家具固定を促進する必要があります。
- ・作成した津波避難計画地図をもとに、避難経路や避難先、避難方法などを再度検討することとあわせて、住民全員が携帯している避難カードに記載している避難先の見直しを行います。
- ・周辺の地理状況を十分把握できていない、観光客、海水浴客、釣り客等が円滑に避難できるように、津波避難ビルの表示や避難誘導看板等の設置をさらに行い、避難環境を整備します。